

マナー・ローンダリング、テロ資金供与防止のため、 取引時の確認方法等が一部改正されます。

当金庫では、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」（以下「同法」といいます）に基づき、口座開設等の際に、本人確認書類のご提示と、お客様の氏名、住所、生年月日、ご職業、取引を行う目的等について確認（以下「取引時確認」といいます）をさせていただいておりますが、同法の改正により、平成28年10月1日から、窓口等における取引時確認の方法等が一部変更となります。
ご迷惑をおかけしますが、ご理解のうえ、ご協力下さいますようお願い申し上げます。

平成28年10月1日からの主な改正点

1. 顔写真のない確認書類のお取扱いの変更
2. 外国政府等において重要な公的地位にあたる方等との取引時確認の追加
3. 法人のお取引のためにご来店される方を確認する方法の変更
4. 法人のお客様の実質的支配者を確認する方法の変更
5. 公共料金、入学金・授業料等を現金納付する際の「取引時確認」方法の簡素化

1. 顔写真のない確認書類のお取扱いの変更

お客様の氏名・住所・生年月日を確認させていただく際に、健康保険証等の顔写真がない本人確認書類をご提示いただいた場合、他の本人確認書類や公共料金の領収書のご提示等、追加のご対応をお願いさせていただきます。

確認書類	変更前 平成28年9月30日まで	変更後 平成28年10月1日以降
① 国民健康保険の被保険者証 ② 健康保険の被保険者証 ③ 船員保険の被保険者証 ④ 介護保険の被保険者証 ⑤ 健康保険日雇特例被保険者手帳 ⑥ 後期高齢者医療被保険者証 ⑦ 国家公務員共済組合の組合員証 ⑧ 地方公務員共済組合の組合員証 ⑨ 私立学校教職員共済制度の加入者証 ⑩ 国民年金手帳(または「厚生年金手帳」) ⑪ 児童扶養手当証書 ⑫ 特別児童扶養手当証書 ⑬ 母子健康手帳	原本の提示 (1種類)	原本の提示 (1種類) + 他の本人確認書類 (1種類) 又は 現住所の記載のある補完 書類 (※)

※現住所の記載のある補完書類（以下の書類で現在有効なもの又は6ヶ月以内のもの）

- ① 官公庁が発行した書類等で、当該顧客等の氏名及び住所の記載がある書類
- ② 公共料金（電気、水道、ガス、固定電話、NHK）の領収書
- ③ 国税又は地方税の領収書、納税証明書
- ④ 社会保険料の領収証書

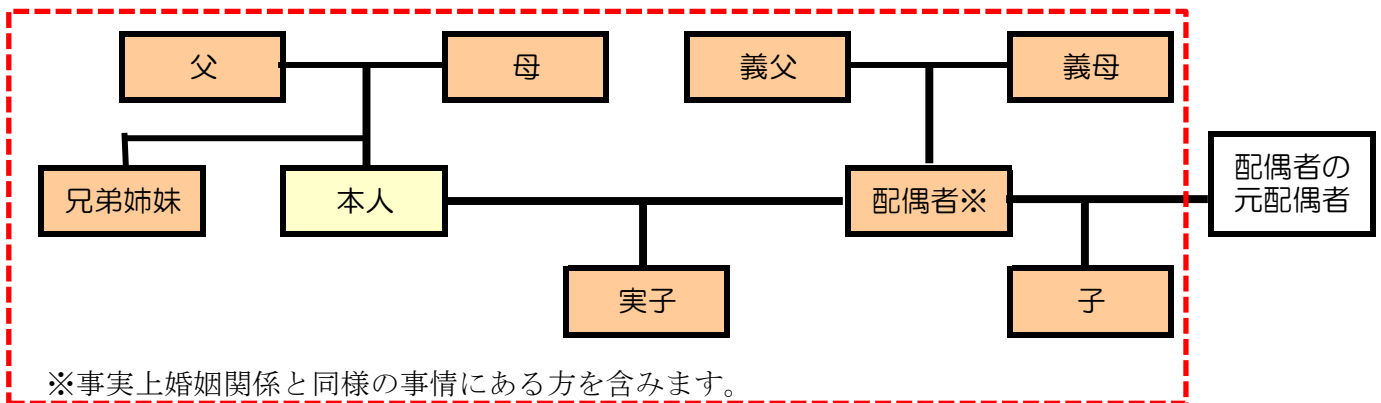
2. 外国政府等において重要な公的地位にあたる方等との取引時確認の追加

個人のお客様やそのご家族、または法人のお客様の実質的支配者が外国政府等において重要な公的地位にあるか等についてご確認させていただく場合があります。また、外国政府等において重要な公的地位にある方等との一定のお取引に際しましては、複数の本人確認書類のご提示をお願いするなど追加的なご対応をお願いさせていただきます。

＜外国政府等において重要な公的地位にある方等＞

- ① 外国の元首、外国政府・中央銀行その他これらに類する機関において重要な地位を占める方
- ② 過去に上記①であった方
- ③ ①または②の方のご家族（配偶者、父母、子、兄弟姉妹等）
- ④ ①～③の方が実質的支配者に該当する法人

＜ご家族の範囲の例（点線枠内）＞



＜外国政府等において重要な公的地位にある方等＞

- ア 外国の元首
- イ 外国において、以下の日本の職に相当する職にある方
 内閣総理大臣、国务大臣、副大臣 衆議院（副）議長、参議院（副）議長
 最高裁判所裁判官、特命全権大使、特命全権公使、特派大使、政府代表、全権委員
 統合幕僚（副）長、陸上幕僚（副）長、海上幕僚（副）長、航空幕僚（副）長
- ウ 中央銀行の役員
- エ 予算について国会の議決を経、又は承認を受けなければならない法人の役員

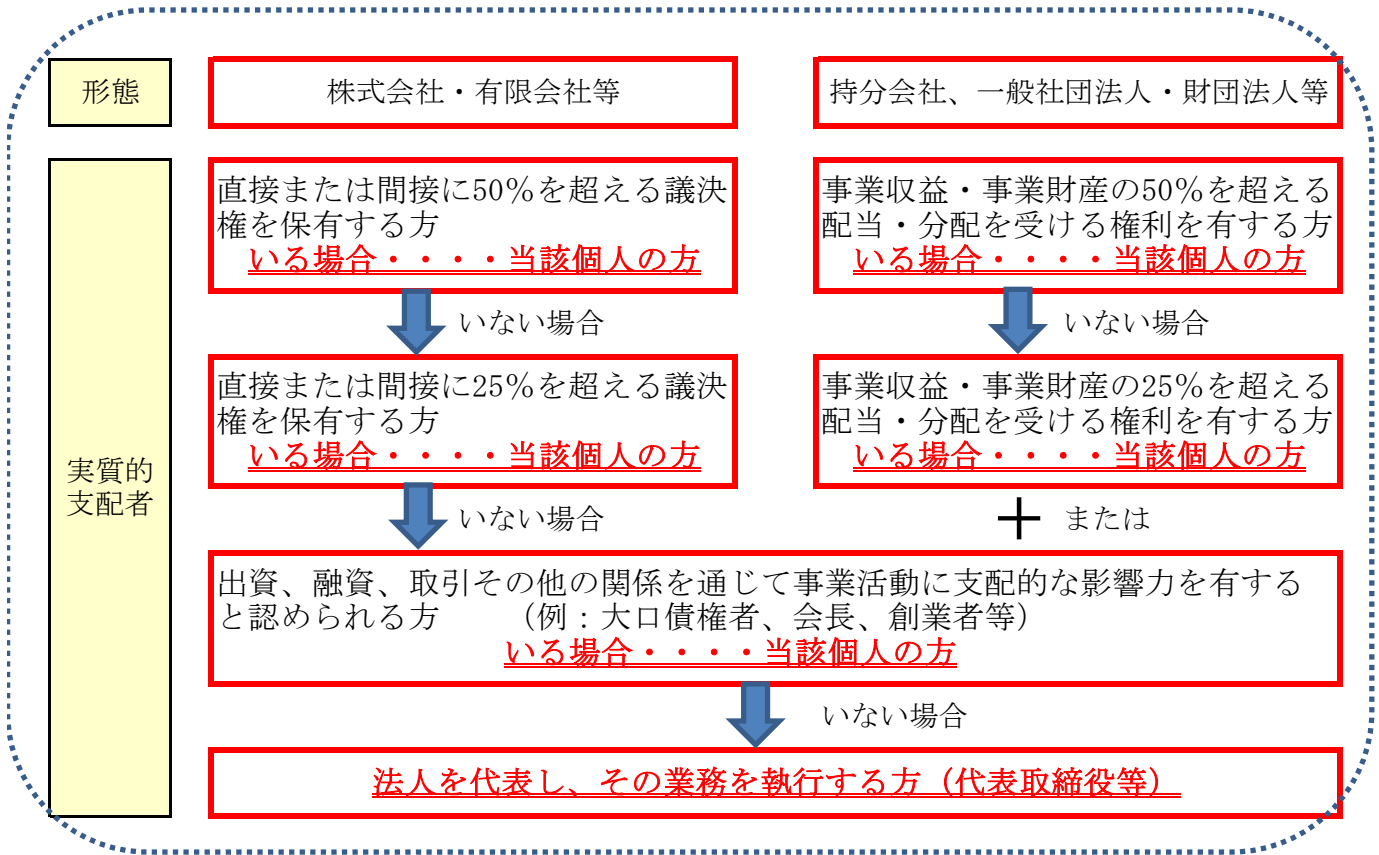
3. 法人のお取引のためにご来店される方を確認する方法の変更

ご来店された方が、法人のお客様のために取引を行っていることを確認する方法について以下の方法によりご確認させていただきます。

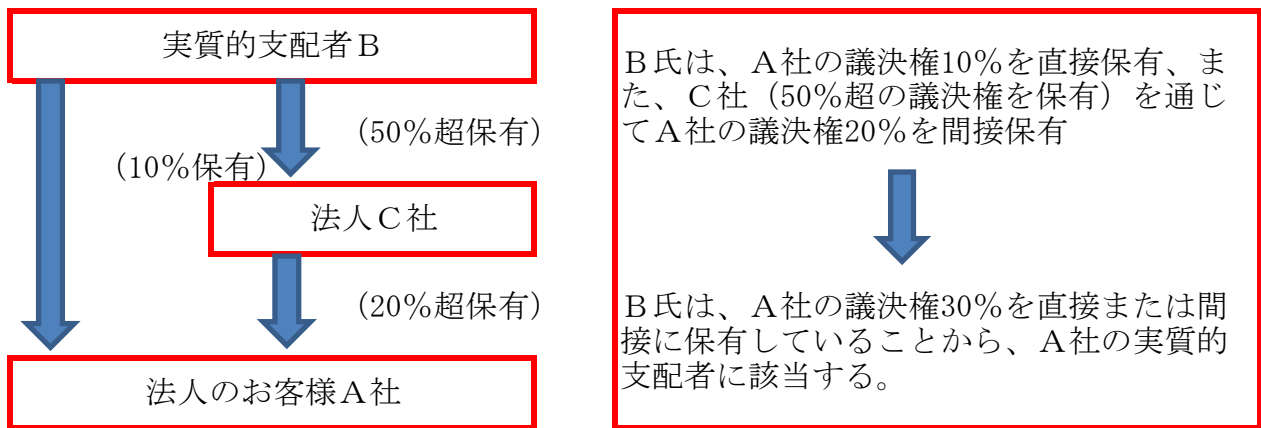
変更前 平成28年9月30日まで	変更後 平成28年10月1日より
① 法人が発行した社員証等、法人の役員職員であることを示す書類	<u>社員証等のご提示による確認はできなくなります。</u>
② 法人のお取引のためにご来店された方が、取引登記事項証明書に役員として登記されていること	<u>取引担当者が法人を代表する権限を有する役員として登記されていること</u>
③ 委任状など法人のお客様のために取引を行っていることを証する書面	変更ございません
④ 法人のお客様の営業所等へ電話をかけること等により、法人のお客様のために取引を行っていることの確認	

4. 法人のお客様の実質的支配者を確認する方法の変更

法人のお客様の事業活動に支配的な影響力を有すると認められる方（実質的支配者）の氏名・住所・生年月日の確認にあたり、実質的支配者に該当する方の定義が次のとおり変更されました。



<直接または間接に25%を超える議決権を保有する方の例>



5. 公共料金、入学金・授業料等を現金納付する際の「取引時確認」方法の簡素化

次の公共料金、入学金・授業料等を現金納付する際の取引時確認は不要となりました。

公共料金	電気、ガス、水道水の料金の支払いに関するもの
入学金・授業料等	学校教育法に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学または高等専門学校に対する入学金、授業料等の支払いに関するもの

6. その他ご留意いただきたい事項

- 過去に確認がお済みになったお客様につきましても、改めて実質的支配者等の事項について、確認をさせていただく場合がございます。
- お客様の資産・収入の状況、お客様やそのご家族等が外国政府等において重要な公的地位（外国 P E P s）にあるかどうかを確認させていただく場合がございます。
- 特定の国に居住・所在している方との取引等をされる場合や外国 P E P s にあたる場合は、過去に確認がお済みになったお客様につきましても、確認事項の再確認をお願いすることがございます。その際には、複数の本人確認事項のご提示をお願いする場合がございます。
- 法令等で定められた方法の他、当金庫所定の方法による確認をお願いすることがございます。
- 確認事項を偽ること、他人になりすましての口座開設や口座売買等は、法令により禁じられております。
- 取引時確認ができない場合は、お客様とのお取引ができない場合がございます。
- 確認事項に変更が生じた場合には、お手数ではございますが、お取引店までお申し出ください。